

3 教育行政（教育振興計画より抜粋）

(1) 基本構想

① めざすべき教育の姿

総合計画において本市のまちづくりの基本理念は、「平和の希求」「人権の尊重」を普遍的理念とし、人と人がつながり、信頼し合い、それをエネルギーとしてまちづくりを進めること、それぞれの地域の資源を生かした個性あるまちづくりを進めながら、地域と地域がつながり、助け合い、新しい廿日市市をつくっていくこととしています。

本市の教育行政においては、このまちづくりの基本理念を踏まえ、まちづくりはひとづくりという認識のもと、次のとおり本市のめざすべき教育の姿を設定します。

次代の地域社会を支え、未来を創造するひとづくり

- 個性豊かで創造性に富むひとづくり
- 地域に愛着と誇りを持つひとづくり
- 社会の発展に貢献できるひとづくり

② 基本目標

総合計画では、都市像を実現するため政策目標を設定しています。この政策目標のうち、教育分野におけるものは「子どもが健やかに育つまちに」と「はつかいちならではの個性を育み、誇り・愛着が持てるまちに」です。

これらは、それぞれ、子どもの生きる力を育むことや多様な歴史と文化を大切に、はつかいちらしい個性を育むことなど、学校教育と社会教育の推進の方向性を示しています。

教育の基本目標は、この政策目標やめざすべき教育の姿の実現のため、次のとおり設定します。

ア 学校教育の基本目標

夢と志をもち 社会をたくましく生きる『はつかいちっ子』の育成

は：はつかいちに愛着と誇りを持つ子（郷土愛）

つ：追求する目標を持つ子（夢・志）

か：感性を磨き 体を鍛える子（徳育・体育）

い：意欲を持ち 自ら学ぶ子（気力・知育）

ち：チャレンジ精神で元気にがんばる子（挑戦・活力）

イ 社会教育の基本目標

市民の学びを支え 文化を育む ひとづくり・まちづくり ～学びによるまちづくりをめざして～

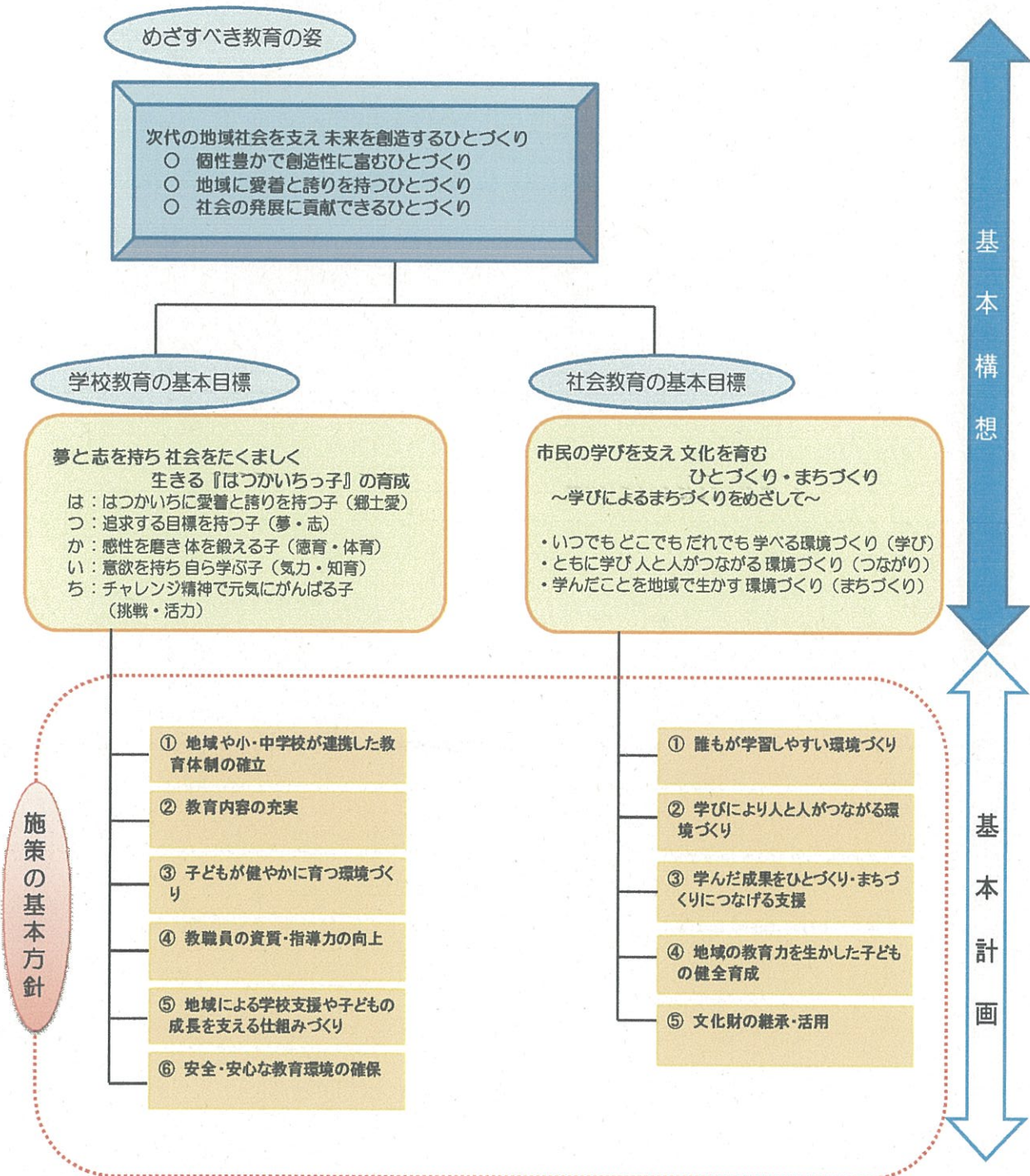
- ・いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり（学び）
- ・ともに学び 人と人がつながる 環境づくり（つながり）
- ・学んだことを地域で生かす 環境づくり（まちづくり）

※基本構想は、平成 22 年度から平成 27 年度までの計画とします。

(2) 基本計画

基本計画においては、基本構想の実現に向けた施策の基本方針を示し、その方針ごとに現状と課題を整理し、主な取り組みを掲載しています。

ここに示した施策の基本方針は、総合計画に掲げる施策の基本方針を踏まえたもので、次の施策体系のとおり施策を展開していきます。



※基本計画は、前期を平成 22 年度から平成 23 年度の 2 年間、後期を平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間とします。